

環境・まちづくり

資源とごみの収集カレンダー配付

ごみの収集日を掲載した、令和5年度家庭用「資源とごみの収集カレンダー」を3月22日までに全家庭に配布します。カレンダーは、4月～翌年3月までの1年間分です。3月22日を過ぎても届かない場合はご連絡ください。

生活安全安心課 環境リサイクル係

☎ 042(588)5068

循環組合の焼却灰の放射性物質測定結果

東京たま広域資源循環組合は、日の出町内のエコセメント化施設へ搬入する焼却灰(主灰・飛灰・飛灰固化物)の放射性物質濃度、二ツ塚処分場とエコセメント化施設周辺の空間放射線量の測定を行っています。

1月4日～25日に行った調査結果は、全ての調査で基準値以下でした。

なお、測定した数値は、企画財政課でご覧いただけます。

問 企画財政課 企画係

☎ 042(588)4117



町の情報
発信中！
フォロー
お願いします！



めざせごみゼロ!!

◎廃棄物減量等推進審議会から「一般廃棄物処理基本計画」の答申を受けました。

気候変動問題や地球温暖化対策、海洋の保全、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の定着を受け、これまでの一般廃棄物処理基本計画の前提に変化が生じ、前計画の見直しを行いました。可燃ごみの組成調査結果等を活用し、持続可能な社会を目指します。

◎廃棄物の減量

▷有料のごみ袋代を支払っているから減量しなくてよい??

有料のごみ袋の売り上げ代をごみの処分費に使用していますが、それだけではごみ処理費用が足りません。不足するごみ処理費はみなさんの税金で処理しています。ごみ処理費はごみの重さが影響します。処理するごみ量が少なくなればごみに係る費用も抑制することができるので、ごみの減量は大切です。

「家庭系可燃ごみ」

可燃ごみの中に資源となる紙類、資源となる布類、未使用の食材の混入の占める割合が多くあります。

必要な分だけ購入し使い切る、正しく分別リサイクルや活用することで、ごみの減量が大幅に可能です。また、生ごみの水分を減らせばさらにごみ減量になります。

日の出町では、ダンボールコンポストの配布や生ごみ処理機、コンポスト購入の助成を行っています。

「事業系可燃ごみ」

事業系ごみは可燃と不燃のみ、家庭ごみ処理の支障がない範囲で回収を行っています。排出量が多量な場合や、びん、缶、ペットボトル、ダンボール、OA紙などの資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみは個別に廃棄物収集運搬業者に委託してください。

分別が徹底されない事業所のごみについては、町での収集をお断りすることもあります。

また、大規模事業所(延べ床面積3,000㎡以上の建築物)は廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を毎年町に提出する義務があります。

▷「事業所(店舗)兼併用住宅の家庭系ごみ排出量に制限があります!!」

事業所や店舗のごみを家庭系ごみ袋で排出されている事業所や店舗が見受けられます。

事業所や店舗のごみは事業系ごみ袋で排出してください!事業所(店舗)兼併用住宅の場合、1回の回収で排出できる家庭系ごみは3袋までです。住宅の片付け等で家庭ごみを多く出す場合は、事前に環境リサイクル係に連絡してください。

◎「今後の取組として」

▷「マイバッグ」を持ちましょう!

「レジ袋有料化」がスタートしてから約2年半が経ち、マイバッグを持ち歩く人も徐々に増えてきました。一方で、スーパーやコンビニなどでは、原油価格高騰などを理由にレジ袋を値上げしたお店も増えてきています。まだ持っていない方であっても今からでも遅くはありません!「レジ袋はいりません」を当たり前にしていきましょう。その他にも、マイボトルやマイ箸を持ち歩き、「無料でもらえるものはもらわない」を意識しましょう。ごみゼロへの一歩に繋がります!

ごみの減量化には、正しい分別の徹底と資源をごみにしない、あと一息の工夫と継続した取り組みが重要です。どこの市町村もごみ減量とリサイクルは重要課題になっています。特に多摩地域では、全国的に見てもごみの分別リサイクル活動が盛んです。

町民のみなさんも頑張っているけれどごみの減量はなかなか成果が見えにくく、一朝一夕にごみの減量ができるわけではありません。ごみの減量化はこれからも継続して取り組みが必要です。「混ぜればごみ、分ければ資源!めざせごみゼロ!」を合言葉と一緒に頑張っていきましょう!

問 生活安全安心課 環境リサイクル係 ☎ 042(588)5068

税金

3月の夜間・休日の納税窓口開設日

夜間 3月16日(木) 午後7時30分まで
休日 3月18日(土)・19日(日)

午前9時～午後1時まで
問 税務課 納税係 ☎042(588)4107

住民税・所得税の申告はお済みですか

令和5年度(令和4年分)の住民税申告と、所得税及び復興特別所得税(令和4年分)の確定申告の受付を行っています。役場での受付は左記のとおりです。

住民税申告

期日 3月15日(水)まで

※土日・祝日を除く

時間 午前8時30分～午後5時15分
場所 役場 税務課

所得税確定申告相談

期日 3月15日(水)まで

※土日・祝日を除く

時間 午前8時45分～11時45分
午後1時30分～3時30分

場所 役場1階 町民談話室

※電話による事前予約制です。

☎042(588)5835 (予約受付時間)

午前9時～正午・午後1時～4時

高齢の方や体の不自由な方の相談が優先できるように確定申告はなるべく



e-Taxや青梅税務署をご利用ください。

e-Tax確定申告作成ブース

期日 3月15日(水)まで

※土日・祝日を除く

時間 午前9時～正午・午後1時～4時
場所 役場1階多目的室北側

※パソコン等を用意しています。ご自身で申告が可能です。町職員による作成支援ではありません。

役場で受付できる確定申告の相談内容や持物については、広報1月号をご覧ください。

町・都民税申告に関すること

税務課 住民税係

☎042(588)4105

所得税、確定申告に関すること

青梅税務署

☎04228(22)3185

保険・年金

年金相談会を開催します



年金の専門家(社会保険労務士)による予約制の個別相談です。年金について気になることや不安なことなど、お気軽にご相談ください。

日時 3月23日(木)

午前9時～午後4時

(正午～午後1時は除く)

※相談時間は、おおむね30分以内

場所 役場1階 町民談話室

持物 相談に関する書類など

申込 町民課 保険年金係へ電話

問 町民課 保険年金係

☎042(588)4110

障害年金制度のご案内



障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

障害の程度が該当していると思われる場合は、お近くの年金事務所でご相談ください。

問 青梅年金事務所

☎04228(30)3410



(有料広告)

事前予約制 目の出あきる野眼科

第1日曜日午前 診察あり

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	●	●	●	○	●	●	△
15:00~18:00	●	●	●	-	●	-	-

△：第1日曜日午前は診察します。
○：第2、第4木曜日午前は診察します。
【休診日】木曜日午後、土曜日午後、祝日、第2週以降の日曜日

院長 日本眼科学会認定専門医 安里 崇徳 (経歴)

- ・掛川市立総合病院 (現 中東遠総合医療センター)
- ・静岡済生会総合病院
- ・中京病院
- ・長野県立こども病院
- ・JA 厚生連 小諸医療センター 眼科医長

☎ 目の出町外出支援バス
9時から16時の毎時37分頃着

TEL 042-597-2222
【電話受付時間】午前9:15～午後15:15～
東京都西多摩郡日の出町平井405-5
コンタクトレンズ各メーカー取り扱いあり。

地域に根差し愛される医院を目指します。